

令和5年5月24日

第5回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第5回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和5年5月24日			招集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分			閉会の日時	午後3時50分			
会 長	小 川 達 男			職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠	
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○		
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○		
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○		
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○		
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○		
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○		
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○		
8	松 本 榮 次 郎	○						
				加須市農業委員会事務局				
				局 長 駒 宮 敏 之				
				次 長 前 島 勝 己				
				主 幹 藤 間 みゆき				
				主 幹 渡 辺 昌 也				
				主 幹 関 田 毅				
				主 査 大 熊 健 太 郎				

開会 午後 2時00分

○局長（駒宮敏之君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和5年第5回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



### ◎開会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは開会に当たり、松本職務代理、ご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様こんにちは。会長職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、大変お忙しい中をご出席賜りまして、深く感謝申し上げます。

田植えも、北川辺とか大利根は早いところは大体終わっているとは思いますが、うちのほうは礼羽というところで、この辺の済生会病院からクリーンセンターの中間ぐらいに田んぼがあるんですけれども、水がまだ、今月の16日ぐらいから来たばかりで、今ちょうど代掻きが盛んになっているぐらいです。

それでは、これより令和5年第5回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



### ◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） 続きまして、小川会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆様、改めましてこんにちは。

新緑のすばらしい季節になりました。私は一番この時期が好きな時期でございます。

また、それと同時に田植えシーズンであります。私の地域でも、早い人がぼちぼち代掻きを始めたかなという感じでございます。これから1か月かけて土入れをするわけでございますけれども、今年は特に私が感じている点は、気象変動が大変大きく変動しております。私

も梨を作っているんですけども、いつもその点について組合員の方に最善の注意を払ってくれという、そういう号令の下いつも指導しているわけでございます。皆さん方の英知をもちまして、これに対応してもらえればというふうに考えております。

さて、本日は総会に当たりまして、皆様方の協力の下、慎重審議に進行できればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



#### ◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会でございますけれども、現在、全員の農業委員さんにご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。



○局長（駒宮敏之君） それでは、議事に入りたいと思います。

議長につきましては、加須市農業委員会総会会議規則第4条に基づきまして、小川会長に議長をお願いいたします。



#### ◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、よろしく願いしたいと思います。

日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に、

5 番 嶋 村 淨 委員及び

6 番 金 子 勇 一 委員

の両委員を指名いたします。

---

◇

**◎取下願の報告**

**○会長（小川達男君）** 次に、議事に入る前に1件の取下願が提出されております。

本日の議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書5ページの5条の2番、三俣地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案から除かれますことをご報告いたします。

---

◇

**◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決**

**○会長（小川達男君）** 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について」の3件を議題といたします。

初めに、1番の元和地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局（渡辺昌也君）** ご説明いたします。

位置図につきましては、1ページをご覧ください。

本案件は差押え物件で、この買受申出に必要な買受適格証明願について、今後農地法第3条の許可を必要とするため、申請者が適格者か否かを判断するもので、必要添付書類が整えられております。

内容に入る前に、買受適格証明願という案件があまり出ないものですから、そちらについて説明させていただきますと、買受適格証明願とは、裁判所の競売や税務署の公売になった農地の入札に参加する際、農地を取得できない者が最高価買受人になるのを未然に防ぐため、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明するものでございます。

なお、落札した者から、今後農地法第3条の規定による許可申請の提出が見込まれております。

それでは説明させていただきますと、申請人は競売物件を買い受けて、メロンの水耕栽培をする計画となっております。また、申請人は現在9aを耕作しており、農機具保有状況、圃場までの距離等からも問題ないと思われまますので、ご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。5月19日に さんに電話をしまして、聞き取り調査を行いました。メロンの水耕栽培は、うまくいけば1本の苗から30個から40個ほど獲れるそうですが、茨城県はメロンの日本一の生産地なんです、イバラキングと銚田メロンというのがブランドなので、太刀打ちし切れないので、加須市に住みながら技術を磨き、成功したいとのことでした。さらに、冬にはイチゴ栽培にも取り組みたいとのことでした。

そこで、成田市、久喜市、加須市などで土地を探していましたが、加須市でいいところが見つかり、 の の方が加須市に住んで、メロン栽培をやりたいとのことでした。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。現地は田んぼになっているんですか。

○13番（中島利雄君） 現在地は畑みたいになっていて、ハウスみたいなものが造ってありました。ただ、現地は三、四人、何かハウスの中でやっていたので寄らなかったんですけど、車で道を通って見ただけなので、分かりません。

○5番（嶋村 浄君） 水耕栽培だから、ハウスか何かじゃないとできないでしょうね。から、通うんじゃないか。

○13番（中島利雄君） だと140キロなんですけど、加須市のほうに住むところが確保してあるみたいなんですよね。だから、加須市に何回か住んでいるというか、 がおって住んでおるんじゃないですかね。

○5番（嶋村 浄君） 分かりました。

○会長（小川達男君） はい、どうぞ。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。 さんは にお住まいですけれども、のほうではメロンというと大体銚田近辺か、銚田から西に常総市のほうが産地だと思うんですけども、ご自宅のほうでもメロンとか果物栽培をやられておるんですか。

○13番（中島利雄君） それは聞かなかったんですけど、やっているんじゃないですかね。それ聞きませんでした、すいません。事務局でお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 申請書の中身を見ますと、現在耕作している作物の中にメロンが含

まれております。

○会長（小川達男君） はい、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（町田 彰君） 推進委員の町田です。ちょっと分からないので勉強のために教えてほしいんですが、今1番ですけれども、2番、3番も同じ土地であります。適格証明なので、この競売物件を買うことができるかどうかだけの審議であって、この具体的なこの土地を買うという意味ではないので、同じでも問題ないというふうな内容なんですか。決まって購入されるときは、3条で改めて審議がされるのでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） おっしゃるとおりですね。こちらの適格証明を出していただいた内容というのは、あくまでもその方が今後その土地を購入したときに、農家としてやっていけるかというところの判断をするものでありますので、その後、実際落札後は3条の申請が出てくると思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ほかに意見はありますか。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。1番の議案なんですけど、3人とも同じような内容だと思うんですけど、これ先ほど説明があったとおり、農地が買えるかどうかだと思うんですよ。今後なんですけど、これハウス建ててやると思うんですよ、将来は。どういうふうに建てるか分からないですけど、今ハウスはかなりの建設費がかかるので、それは後の話になると思うんですが、取りあえずこれは農地が買えるかどうかという審議かな。

○事務局（渡辺昌也君） ハウスにつきましては、既存でもう既に建てておまして。

○4番（山岸和男君） できているの。

○事務局（渡辺昌也君） はい、既存でありまして、まだ建て替えるかどうかというのは分からないんですが。既に現地にハウスがある状況でございます。

○会長（小川達男君） いろいろ質問が出たと思います。この辺で採決に移りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、ご質疑、ご意見等がないようですので採決いたします。

1番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



次に、2番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページをご覧ください。

本案件は差押え物件で、この買受申出に必要な買受適格証明願について、今後農地法第3条の許可を必要とするため、申請者が適格者か否かを判断するもので、必要添付書類が整えられております。

申請人は、競売物件を買い受けて、ナスビ、スイカの作付けをする計画となっております。また、申請人は現在146aを耕作しており、農機具保有状況、圃場までの距離等からも問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。5月22日に さんの代理人の

さんに、5回目でやっと電話がつながりまして、聞き取り調査をやることができました。

さんは でナスやスイカを栽培し、収穫したものは中国人の経営している中華屋さんに買ってもらっているとのことでした。

代理人の さんは の人で、こちらの方ではありませんでした。 さんから任されているとのことでした。これからは、 の中国人の経営している中華屋さんともつながりがあるので、加須市に進出し、 の中華屋さんに買ってもらうそうです。

この土地がすぐ手に入れば、すぐにでも加須市に住み、ナス、スイカを栽培し、 に出荷したいとのことでした。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。この さんというのは、今 にいるそうですが、 の土地をみんな引き払ってこっちに移住という考え方でよろしいんですか。

○13番（中島利雄君） それは聞きませんでしたな。分らないです、 から遠いからね、何とも言えません。代理人が にお住まいなんで、余計分らないですよ。

○会長（小川達男君） 事務局等にはそういう話は。

○事務局（渡辺昌也君） 従業員もいますので、 の土地を売り払うというわけじゃないと思うんですが、一応、土地購入後は5キロ圏内のアパートに引っ越すということで伺ってお

ります。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。 さんなんですけど、住所が ですか、で、自作地を持っていると。自作地というのがどういうあれか分からないんでね。それがちょっと引っかかる場所なんですけど。

○事務局（渡辺昌也君） こちらの営農計画書を見ますと、 の いうところで、ピーマンだったりセロリだったり豆類だったり作付けしていると。あとキュウリもされているということで営農計画書のほうが上がっておりますので、ご報告させていただきます。

○5番（嶋村 浄君） じゃ、もともと の人ということですかね。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。まだこの後、同じ物件がかかると思うんですけども、同じ物件を3名の方が入札に参加できる資格を欲しいということなんです。ですから、あんまり詳しい内容というのは第3条のときに審議するのであって、要は裁判所において入札に参加する条件が適格かどうかというものを、今回は審議するというのでよろしいですか。

○事務局（渡辺昌也君） そういうことでございます。

○7番（小川達夫君） そうすると、その条件というのは、自作農であるかどうかと、それからあとは、ちゃんと農機具があるかどうかという点を検討すればよろしいですよ。

○事務局（渡辺昌也君） そういうことでございます。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。確認なんですけど、この適格願の申請なんですけど、この合計5,075平米のこの土地を、3人のうち誰かがということなんです。3人で分けるというわけじゃないでしょう、これ。申請があるのを、この土地の入札ということは。

○事務局（渡辺昌也君） そうですね、最高価格で入札した人ということ。

○4番（山岸和男君） 入札を落とした人がこの土地を買えるので、ここは先ほど聞いたら、ハウスが建っていると言ったよね。もちろんハウスごとだと思ってるんですけど、それをこの中のいずれかの人が入札で落とすということで、5反、ちょっと厳しいかなと思うんですけど、生活するには。

以上です。

○12番（松本 昇君） 12番、松本です。これは3条の資格を既に持っている人も、これに参加する可能性もなくはないですよ。この3者だけではなくて、さらに一般で、皆さ

んのように3条の資格をたまたま持っていて、その人が自分も入札に参加する可能性もありますよね。

○事務局（渡辺昌也君） はい、ありますね。

○12番（松本 昇君） ありますよね、この3者だけじゃなくてね。

○事務局（渡辺昌也君） とは限らないです。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

2番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図3ページをご覧ください。

本案件は差押え物件で、この買受申出に必要な買受適格証明願について、今後農地法第3条の許可を必要とするため、申請者が適格者か否かを判断するもので、必要添付書類が整えられております。

申請人は、競売物件を買い受けて、キュウリの作付けをする計画となっております。また、申請人は現在耕作はしておりませんが、農業をするために加須市に住宅、倉庫、作業場を購入し、農機具については将来的にトラクターの購入を予定しており、圃場までの距離等からも問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。5月19日に さんに電話をし、聞き取り調査をいたしました。 から現地を車で回って、下見はしてきたそうです。現地には人が三、四人いまして、ハウス内で仕事としていたそうですが、現地に車を止めてみなかったようです。

さんは、加須市に現地から8分から10分ぐらいのところに住むところはあるそうです。加須市役所に野菜の相談をしたところ、キュウリ、ナス、イチジクなどを勧められたそ

うです。そこでキュウリを作ってみようかなと思って、キュウリに決めたそうです。現地の場所もとても気に入っているとのことでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。今回の申請人 さんは の に住んでいて、そちらのほうの譲受人の経営状況を見ますと、何も土地関係はございませんので、果たしてこの さんが何歳ぐらいの人かわかりませんが、まるきりゼロからスタートするのに、もし競落した場合に、競落した金額を払って、なおさら借りて、なおさら農機具を購入してというふうになると、なかなか、 さんの今の状況がわかりませんが、自分の考えですと、それほど新しく投資するほどあるのかどうか、その辺まだ今回で必要なことかわかりませんが、なかなか農業をやるのに厳しいんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 申請されている営農計画書によりますと、おっしゃられるとおり農業経験がないということで、積極的に勉強会などがあれば参加したいという意向があります。また、経営につきましては、本人と とでやっていきたいということの意向が申請で上がっております。

また、本人は今年は週3から4日、来年からは毎日、 はほぼ毎日こちらのほうで作業を行いたいという申請でありまして、その他として、現在 の をやられているということで、こちらの申請のほうに上がっております。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

○1番（高橋雅一君） 年齢等は分かるんですかね。年齢、この さんの。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。年齢は と言っていました。

○会長（小川達男君） ほかに。いいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

3番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

はじめに、1番の三俣・豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ご説明いたします。

位置図4から6ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は後継者がいないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。本物件につきましては、まず三俣と豊野の両地域にまたがっておりますので、豊野の金子委員さんと協議をしました結果、三俣分のほうが筆数が多いために、三俣が担当することといたしました。よろしくお願ひします。

まず5月13日土曜日の10時前後に、推進委員の田村さんと当該物件調査及び譲渡人の氏、譲受人の 代表 さんに面談をしてみました。

まず物件のほうですけども、地図の4ページ、5ページ、6ページをご覧ください。まず4ページには物件が2つございます。上のほうの 番については管理がされております。下のほうにある ということについては、物件の説明しますと、この黒くなっているところは の近辺の放置農地ですね。 につきましても、アシが生えておまして、農地とは認められないような土地になっております。

それから、5ページにつきましては2物件ございます。こちらについても、 ということところは放置されておりました。それから 、こちらについては管理はされておりますけども、作付けをされているかどうかというのは確認できませんでした。ただ、土地は管理されておりました。

6 ページの物件につきましては、豊野分の物件ですけども、こちらのほうにつきましては耕作されておりまして、耕作している人は の さんでした。そういう物件でございます。

まず譲渡人の さんに事情を聞きましたら、 さんは の近辺の農家でございますけれども、ほとんど さんに売ったり貸したりして、ほとんど自分の身の回りの農地はございませんで、家庭菜園をやっているぐらいです。

ただ、 が昨年までおりましたのでそのまま放っておきましたけれども、 が亡くなってからは、農業を縮小していくという考えでいろいろ相談をしておりましたが、たまたま自分が貸しているところに さんがおりまして、 さんに紹介されましたら、物件が離れていて小さいけれども、お願いされたいというのがないという感じで引き受けたそうです。

さんがやるからには、放置農地対策等もできると思いますので、荒れた土地の減少が期待できると思います。

それからもう一つ、 さんにつきましては、大和地区で大きく借り受けたり自農でやられたりしている、商売にしている方ですので、こちらについては何ら問題ないと思います。

以上により、農地法の基準に満たしているものと思われまますので、許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

1 番の三俣・豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2 番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 7 ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣地に当法人があり、研究農園として適地であるため、譲渡人は居住地が

遠方のため耕作が困難であるため、今回の申請となっております。

なお、譲受人からの聞き取りにより、社員を常駐させ作業を行うことや、必要な農機具はリースを予定しているということなどから判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本榮次郎です。この内容について5月17日に、内容についてよく最初分からなかったものですから、17日の13時30分に、私と推進委員の夢川さんと事務局の大熊さんと渡辺さんの4人で話をしました。

内容については、先ほど事務局のほうで説明されたとおり、この とい  
うのは、肥料を開発して肥料を提供する会社だというふう聞いております。ちょっと7番  
の図面を見ていただきたいんですけど、 と のこの2枚については、現在もう田  
植えが終わって水稻が作られております。

問題は、 というのは宅地に入っているんですけど、畑になっており、現在シノ  
が生えていて、このシノについてどうなんですかということで事務局にも確認したんですけ  
ど、結果的に向こうの代理人の さんという方から確認したところ、このシノを使って肥  
料を作るというふうになっているということです。

そのことから、 と については が現在田んぼをやっているの

で、特に  
問題はないと。この の畑のシノについては、肥料を作るための材料ということで  
聞いておりますので、特に問題ないかなと判断いたしました。そういうことで、許可相当と  
判断しましたけれども、ご検討よろしくお願

いしたいと思

います。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ありますか。いいですか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

2番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の鴻葦地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図8から9ページをご覧ください。

本案件は贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は農業ができないため、今回の申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上でございます。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(小坂 実君) 15番、小坂です。5月15日、推進委員の泉津井さんと、譲受人のさんと現地調査をしました。

さんとさんは間柄は、さんのさんがさんと関係に当たります。昨年さんのさんが亡くなりまして、さんも2人の子供がいたんですけどで、2人ともに行ってしまいまして、また、遠いですので、加須まで来て管理できないということで、今回の贈与ということで申請が上がってきました。

さんも、3年前ほどこの土地は自分で作っていたんですけども、やっぱりさんも体調を崩しまして、週3回になりまして、今回稲作ができなくなりました。よって、この土地は今近所の方が作っているところでございます。

そのような状態ですので贈与ということで、もともとさんとこののさんは、との間柄だったんですね。本家に土地を返したいような状態でございます。このような状態で、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ありますか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

3番の鴻葦地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。



(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の原道地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図10ページ、11ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は所有する農地に隣接しているため、所有する農地と一体として耕作及び維持管理をしていくため、譲渡人は対象地を耕作することが困難なため、今回の申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(瀬下京子君) 3番、瀬下です。5月16日に田村推進委員と譲受人の さんの立会いの下、現地調査を行いました。終わった後お話を伺ってまいりました。

譲渡人の さんと さんとは、 と の関係だそうです。現地は草などもなく、きれいに管理はされておりました。 さんのご自宅は、位置図から見ていただくと、 番地の上に建物があると思うんですが、ここがご自宅です。 さんは2筆の周辺の土地も所有されておまして、一緒に耕作をしたいということでありました。

さんのご自宅は現地よりも少し離れておまして、なかなか耕作ができないということで、今回の申請になりました。やむを得ないと判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

4番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図12ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模の縮小のための申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番の金子です。5月19日、地区担当推進委員の坂田さんと現地調査、聞き取り調査を実施しました。

譲受人の　　さんは、自作地の隣接地が本件申請地であり、効率的に耕作できること及び、先ほど事務局からありましたとおり、規模を拡大したいという思いから、本件の申請に至ったとのことです。また、譲受人の　　さんの話として、譲渡人の　　さんはもう高齢のため、営農規模の縮小を考えているとのことでした。

以上、この現地調査、聞き取り調査の結果、農地法の基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

5番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に

ついて」の3件を議題といたします。

はじめに、1番の三俣地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ご説明いたします。

位置図13ページ、14ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、長屋住宅2棟・4戸を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。5月13日土曜日11時前後に、推進委員の田村氏と当該物件調査及び申請者の 氏に面談にまいりました。物件調査をしに行ったときに、たまたま が当該地に来ておりましたので、一石二鳥で用を足すことができました。

まず、当該物件につきましては、この さんは現在町内、 に住んでおりますけれども、もともとは地図で見ますと さんですか、 さんというのがその物件の下にありますけれども、ここの の下に本家がありました。50年前に高速道路が通ったときに、全てを のほうに移りまして、ビルを建ててそちらに住んでおります。

しばらく空き地にしておりましたけれども、50年たつと周りがこれだけ都市化というか、建売りができるようになりましたので、空けておいてもしょうがないということで、収益物件として土地を有効利用したいという気が起きまして、まず第1番に、その下に

というんですか、こちらも長屋住宅なんですけれども、こちらを数年前に建てまして、こちらのほうがなかなか収益物件としては成績が良かったものですから、今回の計画につきました。

今回は、2物件の予定になっておりますけれども、1物件につきましては、13ページのほうは長屋住宅を造る。それから、15ページのほうにつきましては戸建ての住宅を造るということで、両方とも に依頼しているそうです。 は大変値段が高いので、戸建てを建てても収益物件としていかがですかということでお願いをしましたら、現在の住んでいるものが鉄筋コンクリート造の50年を過ぎております。なかなかリフォームが

大変、メンテナンスが大変ということで、貸し物件にしておいてゆくゆくはこちらに住んでもいいという考えのようです。

さんにつきましては です。 さんが の土地を相続して、さんは の土地を相続したそうです。自宅の余ったところに さんが住んでいるそうです。

お聞きしました結果、農地法基準に満たしているものと思われますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。  
ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

1番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の三俣地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。説明いたします。

位置図15ページ、16ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、貸家住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。5月13日の11時頃、前項と同様、田村推進委員と物件調査、 氏に面談してまいりました。前述したとおり、こちらのほうは戸建て住宅ということで、同じく に依頼しているそうです。いずれはこちらのほうに移り住んでもいいような考えで建てたそうですので、納得してまいりました。

農地法基準に満たしているものと思われまますので、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。小さいことで恐縮なんですけれども、議案書の転用目的が「貸家住宅」というふうに書かれていますけれども、これ「貸家住宅」でよろしいでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 申し訳ございません、はい、「貸家」です、訂正で、失礼しました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

2番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の種足区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ご説明いたします。

位置図17ページ及び土地利用計画図の4-3をご覧ください。

本案件は養鶏舎となっているもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断されますが、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、農業用施設用地として用途区分の軽微変更がされております。今後において農業用施設用地として使用していくことから、やむを得ないものと思われまます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私でありますので、14番、小川のほうから説明させていただきます。

この案件につきましては、去る5月20日、推進委員さんの石川さんとともに現地調査を行いました。

まず、さん宅に訪問したところ、本人が留守でしたので、鳥担当員の従業員の方から現地を案内してもらい、現地を確認いたしました。

次に、さんと電話で連絡がとれましたので、電話を通して聞き取り調査を行いました。

内容はほとんど今事務局が説明したとおりであり、申請の事項の理由になっているとおりに  
なすけれども、特に深く反省しているという事項があるんですけれども、そのときは私が  
語気を強めまして確認をとりました。

以上の点から、何ら問題ないとして判断してまいりました。よろしくお願ひしたいと思  
います。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

3番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願ひし  
ます。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につ  
いて」の9件を議題といたします。

はじめに、1番の三俣地区の案件について事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局(渡辺昌也君) 事務局です。ご説明いたします。

位置図18ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権30年により土地を取得し、自己用住宅及び道路後退部分  
として利用するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認し  
たところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないも  
のと思われまます。

以上でございます。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査  
の結果並びに補足説明をお願ひします。

○7番(小川達夫君) 7番、小川です。5月13日土曜日お昼前後に、推進委員の田村氏と、

当該物件の調査及び譲渡人の 氏の面談をしようと思いましたが、物件は見えてまいりましたが、氏が のほうにお住まいなので、ちょっと面談できないので、譲受人に事情を聞いてまいりました。

まず、譲渡人の さんは、お子さんが2人 さんがおまして、 さんがお2人とも のものですから、今は夫婦で二人暮らしで、これではなかなか困ったもので、どうにか帰ってくれないかというふうに相談しましたら、 さんは の さんなんですけれども、それでは家のほうに入って、 ということで という返事が来たとのことで、 さんも大変喜びまして、通常なら さんに使用貸借を結ぶ予定でおったのですが、 ということで、お礼の気持ちで さんの名義で使用貸借を結ぶということにしたそうです。本人も大変喜んでおります。

農地法の基準に満たしているものと思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。道路後退部分の、多分これ10平米の部分が道路後退部分になるのかと思うんですけれども、この土地については、市のほうに帰属採納されるとかそういうものでなく、そのまま使用貸借で借りるという形になるんでしょうか。

その場合、その道路の管理というのは、多分接道部分は市道だと思うんですけれども、この10平米部分だけは個人の管理という形になるんでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。所有権移転はなく、あくまでもセットバックだけという取扱いになっております。

○11番（関 弘明君） 11番、関です。そうしますと、その部分に関しては個人の管理と。道路補修とかそういったものも全部所有者がやると、そういう形になるわけでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） あくまでも後退部分については申請者、市のほうに今のところは帰属するわけじゃなくて、後退ということで申請者がお持ちになっていただいて。また道路とか拡張する工事とかある場合は、そこで帰属等を市のほうでお願いするような形になるかと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。補足説明ですけれども、地図のほうを見ていただく

と、その さんというところが本家です。今回の が本物件で、セットバックします。その隣にも家があるんですけども、こちらのほうも分家申請で建てた家ですので、こちらもセットバックしております。

ですので、この をぐるっと取り巻く道については、この2軒だけがセットバックして、あとは本当に車1台通れるか通れないかの道ですので、通り抜けできる道ですけども、市のほうに採納というのは基準には満たしていない道路だと思います。

以上です。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。いいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

1番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

ここで、暫時の間休憩に入りたいと思います。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時15分

○会長（小川達男君） 再開いたします。

次に、3番の三俣地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ご説明いたします。

位置図20ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅4棟を建築及び道路後退部分として利用するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。



○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。5月13日14時前後に、推進委員の田村氏と、当該物件の調査及び譲渡人の 氏、 氏、 氏、 氏等に面談をしようと思ひまして、訪問をいたしました。

まず、 さんは に住んでおりますので面談できず、 に住んでいる さん宅にお邪魔しました。戸建ての町内の家でしたが、空き家でした。続きまして、同じくのアパートに住んでいる さんに訪問しましたけれども、ピンポンを押しましても出てきませんので、多分いないのだと思います。

最後に さんに訪問しまして、いろいろ事情を聞いてまいりました。まず、さんとその下の 、 、 さんにつきましては、 、 の関係だそうで、 さんの さんが亡くなったときに、 に相続した土地が本物件でございます。

本物件の地図を見ていただくと分かるように、既に周りは住宅地になっております。住宅地で、この物件だけぽかんと穴が開いているようですけれども、管理はされておまして、何も作っておりませんけれどもきれいになっております。どうして開発するとき一緒に売らなかったんですかと聞きましたら、 したので売らなかったということでした。

それで、期が熟してきましたので、お互いこの4軒のお宅は農家とは関係ないお宅ですので、もうそろそろ処分しなくてはということで4人が意見が一致したということで、今回 の仲介で の譲受人のほうに案件が行ったそうです。

譲受人の方は でございますので、代理人に聞きましたら間違いのないということでした。

農地法に基づいて満たしていると思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。まず、転用の目的で建売4棟と道路後退部分というふうに書かれておるんですけれども、5条の1番のほうでは、市道に接して家を建ててセットバックするという形で、道路後退部分だと思っんですけれども、本件に関しては、セットバックというより新しく道路を造って、1軒だけは接道がありますけれども、ほかの3軒は接道はないので道路を造るという形になると思うので、これは後退部分というよりも、道路部分とか取付道路とか、そういった転用目的のほうがよろしいんじゃないかなというふ

うにちょっと感じまして、それが1件です。

それと、その道路部分と宅地部分が一括で転用されるわけなんですけれども、後ほどこの宅地の4棟部分と道路部分というのが分筆されるんだと思うんですけれども、農地転用の許可のときに道路部分と宅地部分ぐらいは分筆をして、面積を確定したほうがよろしいんじゃないかなというふうにちょっと感じましたので、お聞かせいただきたいと思います。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。そうですね、委員のおっしゃられているとおり、道路後退というよりは道路部分という表記のほうがよろしいのかなというところで、事務局としてもそういう話を今させていただきました。

開発行為に伴いまして、分譲住宅ですと、開発のほうで道路の要件が4メートル以上接していなくてはいけないと思いますので、その部分で道路部分として後退しているものかと思われる。

以上でございます。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。本件4軒の建売りですけれども、まず1軒目の建売りにつきましては、前面道路が広いですので、こちらが出入りになると思いますので、これはこれで分筆すると思います。2番、3番、4番というものについては、考え方は敷延の考え方で、1番目に入り込んでいるのが一番最初の、多分これ2メートルだと思いますけれども、おのおの宅地の一部として敷延で入り込んでおります。ですので、こちらのほうにつきましては道路要件で採納はできない道路になりますので、所有権がおのおの道路につく物件だと思います。

以上です。

○局長（駒宮敏之君） 今のおっしゃられるとおりで、旗竿ってよく、同じことですが、旗竿の敷地になっているんですね。よくこの詳細図を見ると、5-3と数字が書いてあるところの右側からそれぞれの宅地に細く旗竿になっているんですね。それぞれの個人の所有なんです。だからこの部分はいわゆる公共道路じゃないんですね。共同で使っているという感じで、この道路後退部分と目的に書いてありますけど、この広い通りに面しているこの1軒はいいとして、この反対側の左手のほうの細い道路があるんですね。この細い道路の少し後退部分があるんです。建築するために必要な幅員を、今のうちから確保しておきましょうと。それを条件で建築やりますよという部分で道路後退というのがあるんですけど、この左手のほうの部分が道路後退部分ということなんです。で、今回の目的は道路後退部分ということになっております。

以上です。

○会長（小川達男君） よろしいでしょうか。

ほかにご質問ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

3番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の大越地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ご説明いたします。

位置図21、22ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、自宅より近接する土地で計画しており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。5月19日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。

譲受人の代理であります の さんの案内で、現地確認を行いました。

譲受人の さんは、自宅は変形地のため、私と家族が所有している車を駐車するスペースがなく、家の近くで探していたところ、自宅対向地に当たる今回の申請地を譲っていただけることとなったため、計画したものです。

この土地の地形は、道路に面しておりますが横幅がなく、機械を使って耕作ができる状況にはありません。また、駐車場にした場合に、ほかの土地、家屋、環境等に影響を与えるということはないと思います。

本件申請は、現地調査、現状を確認した結果、このようなことから農地法の許可基準を満たしていると思われまので、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いい

します。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

4番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の志多見地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ご説明いたします。

位置図23ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、自社の資材置場に隣接する土地で計画しており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。農地法第5条の第1項規定による許可申請についてでございますが、23ページの図をちょっと見ていただきたいと思うんですが。

右側が材料置場と書いてありますが、現在は材料置場、昨年までは、周りがサクランボの木が植えてありまして、今はサクランボの木がなくて、かなりここは整備されて、もう材料置場としてはちゃんとなっているのかなと。今回の と の場所でございますが、いつもこれ農業委員会で調査をしたときには、放置農地になっていましたので、逆にきれいに今現在整備されておりました。

当日5月18日の、 代理人と農業推進委員の夢川さんと私で、3人で現場を確認しましたが、特に今現在はきれいに整備されていて、以前の確認では放置になっていた、やぶがいっぱい生えていて、どちらかというと何とかしてもらいたいなというような土地でございま

した。

一応、先ほど事務局のほうでも説明してありましたように、材料置場ということで、許可相当というふうに判断いたしました。ご検討のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の高柳地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ご説明いたします。

位置図24ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（2区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。5月17日の日に、推進委員の金子さんと現地確認を行いました。

現地は作物は作っている様子はありませんで、草の管理はちゃんとやっております。代理人の さんに確認したところ、ここは建物を建てるんですということで、電話で確認いたしました。

それから、譲渡人の さん宅に訪問いたしまして、本人に面談しました。ここは以前から何も作っていなかったと。ただ、 さんが以前 をやっております、一時

的に資材置場として使っていたことがあったかなとおっしゃっていました。位置図を見ていただいで分かると思うんですが、もうこの辺周り全部家だらけで、申請地の申請も、ここは今家があるように書かれていますが、これ全部壊されて、ここに7区画の同じく  
がもう分譲しております。

そんなことを考えて、やむを得ないかなという判断をいたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の高柳地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ご説明いたします。

位置図25ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権20年により土地を借り受け、自己用住宅の建築及び道路後退部分の整備をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。同じく5月17日の日に、推進委員の金子さんと現地確認を行いました。

現地はもう既に土が土盛りしてありまして、しばらく何も作っていないような様子でした。位置図のとその脇もこれ一体になっていまして、恐らくここから分筆して、こんな形になるんだと思うんですね。

ここは旧の騎西地域の末端でありまして、すぐ隣はもう　　の住宅街です。代理人の  
さんは　　なのですが、この事務局の説明書きにありますけど、このとおりでということ  
なんです。

それから、譲渡人の　　さん宅をお邪魔いたしまして、ご本人ちょうどいまして、  
　　さんは　　のお元気なおばあちゃんなんですけれども、以前は　　からここま  
で耕作しに来ていたらしいんですよ。ただ、この土地はもう水が入りにくいところで、か  
なり苦勞したらしいですね。たまたま近くの　　さんが残土が出たんで、埋めてもらっ  
ちやっとな。もうかなり前の話らしいんですけど、そういう状況です。

いろんな状況を考えると、やむを得ないのかなという判断をいたしました。よろしくご審  
議のほうお願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○7番（小川達夫君）　7番、小川です。ちょっと参考にお聞きしたいんですけども、

　　の西側で、多分　　まで続く田んぼだと思んですけども、下のほうに通っ  
ているのが新しい道だと思んですけども、この新しい道の両側というのは整備地域ではな  
いのでしょうか。この斜めの線からこの区画との境までは、第2種農地になっておるん  
ですか。

その辺、これから開発するのにも多分、この辺便利なところから出てくると思うので、開  
発がどの辺まで可能なかどうか、教えていただければと思います。

○5番（嶋村　淨君）　私からちょっといいですか、分かる範囲内で。青毛堀という堀がある  
んですね。南青毛と北青毛で、北青毛が前にあるんですけど。北青毛までがあれかな、開発  
に入ってるのかな。ちょっと下へ行くと優良農地で、1種農地なんです。この辺は駅に近  
いから2種農地なんです。

○事務局（渡辺昌也君）　事務局です。ご説明します。

こちらの土地につきましては、加須駅から1キロ圏内ということで、2種農地というこ  
とで判定しております。よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君）　ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決をいたします。

7番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いし

ます。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の原道地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) 事務局です。ご説明いたします。

位置図26ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権30年により土地を借り受け、駐在所を改築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上でございます。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(瀬下京子君) 3番、瀬下です。5月16日に田村推進委員と

さん立会いの下、現地調査及びお話を伺ってまいりました。

現地は交通量の多い、また事故も多い道路に面したところの交差点でありまして、

さんは からずっと勤務をされております。建物は築35年たちまして、老朽化に伴い、今回の申請になったそうです。問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

いいですか。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

8番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。



○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ご説明いたします。

位置図28、29ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権7か月により土地を借り受け、盛土をし、農地改良するもの、また搬入路確保のため鉄板を敷くもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断されますが、7か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良を行うことから、やむを得ないものと思われ  
ます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番の金子です。5月16日に、地区担当推進委員の坂田さんと現地調査、聞き取り調査に行っていました。

譲受人の の さんから、今回の改良工事の概要、それから支障が発生したときの対応等々の説明がありました。また、復元後の耕作者は既に決まっております、 のほうで耕作するということが決まっているそうです。

この現地のほうですけれども、耕作中の農地が隣接しておりますのでちょっと気になります、また、その場所の農地は既に工事済みの農地とも隣接しており、特に支障が出ていないことを確認いたしました。

以上のことから、現地調査、聞き取り調査の結果、農地法の基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

令和5年（農地中間管理事業分・5月分）、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分合計4筆、合計1,294平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ご説明いたします。

別紙議案第6号をご参照ください。

令和5年（5月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。



### ◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ご説明いたします。

それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の10ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について10件で、内容は資料のとおりでございます。

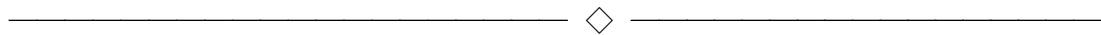
報告第2号、13ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、14ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について5件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、15ページからご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について18件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程いたしました議案は全て終了いたしました。これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。



#### ◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） 会長に当たっては、議事の進行ご苦労さまでございました。

それでは、最後になりますけれども、松本職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員の皆様には長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

委員の皆様にも高齢な方がいまして、目が悪くなったとか、私も腱板断裂していますので、そういうことで、いろいろこれからも生活するのに注意してもらいたいと思います。

これをもちまして、令和5年第5回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 3時50分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年5月24日

会 長 小 川 達 男

署名委員 嶋 村 淨

署名委員 金 子 勇 一